

第5章 情報の管理及び秘密の保持の方法

(中略)

(安全管理措置)

第39条 当会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

- 2 当会は、特定消費者被害情報及び個人データについて、以下の方法で管理する。
 - 一 特定消費者被害情報又は個人データを文書により保管する場合は、情報管理責任者が管理する指定キャビネットで保管し、施錠する。
 - 二 特定消費者被害情報又は個人データを電子データにより保管する場合は、情報管理責任者が管理する指定ドライブ（記録媒体）に保管し、情報管理責任者が指定する事務局員以外の者がアクセスできないよう制限を加える。
 - 三 特定消費者被害情報若しくは個人データの文書又は記録媒体を所定の保管場所から持ち出す場合又は電子データをコピーする場合は、あらかじめ情報管理責任者の承諾を得る。
- 3 当会は、事務局長を情報管理責任者とする。
- 4 当会は、差止請求関係業務等に関して知り得た情報（特定消費者被害情報及び個人データを除く。）、事業者の企業秘密と認められる情報、国民生活センター及び消費生活センターその他の行政機関から提供を受けた情報並びに当会の差止請求関係業務等に関する帳簿書類、議事録若しくは配布資料等の文書（これらを記録した電子データを含む。）の管理及び秘密の保持については、前条、本条及び次条の規定の趣旨に従い、適切に取り扱うものとする。

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
業務規程（2018年4月24日施行）より